

## 公園・児童遊園の占用料、土地使用料及び 公園施設使用料の改定について

### 1 改定の背景

公遊園占用料等は、「東京都台東区立公園条例」及び「東京都台東区立児童遊園及び運動公園条例」（以下「条例」という）により物件ごとに額を定めている。占用料の額は、3年ごとに実施される固定資産税評価額の見直しに合わせ改定しているため、条例の一部改正を行うものである。

### 2 条例の一部改正案

#### (1) 占用料の考え方

令和6年1月1日付けの固定資産税評価額により算出した公園価格を適用し、公遊園占用料等の額を算出する。

##### ① 占用料、土地使用料 =

公園価格（台東区価格）× 使用料率 × 修正率 × 占用面積

##### ② 公園施設使用料 =

上記①で算定した土地使用料 + 建物使用料（行政財産使用料条例）

#### (2) 激変緩和措置

公遊園占用料等の額については、現行の1.2倍を上限とする激変緩和措置を講じる。

#### (3) 公遊園占用料等新旧対照表

別紙1・2のとおり

### 3 今後の予定

令和7年4月 改定後公遊園占用料等適用

## 第32号議案 東京都台東区立公園条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案				現行						
別表第2 公園の占用料				別表第2 公園の占用料						
種別		単位	占用料	種別		単位	占用料			
電柱	本柱、支柱又は支線	1本 1月	<u>2,385円</u>	電柱	本柱、支柱又は支線	1本 1月	<u>2,079円</u>			
標識		1本 1月	<u>1,413円</u>	標識		1本 1月	<u>1,232円</u>			
水道管 下水道管 ガス管	外径40センチメートル未満のもの	1メートル 1月	<u>212円</u>	水道管 下水道管 ガス管	外径40センチメートル未満のもの	1メートル 1月	<u>184円</u>			
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル 1月	<u>530円</u>		水道管 下水道管 ガス管	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル 1月	<u>462円</u>		
	外径1メートル以上のもの	1メートル 1月	<u>1,060円</u>			水道管 下水道管 ガス管	外径1メートル以上のもの	1メートル 1月	<u>924円</u>	
電線	電線	1メートル 1月	<u>176円</u>	電線	電線		1メートル 1月	<u>153円</u>		
	地下電線	外径40センチメートル未満のもの	1メートル 1月		<u>212円</u>	地下電線	外径40センチメートル未満のもの	1メートル 1月	<u>184円</u>	
		外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル 1月		<u>530円</u>		地下電線	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル 1月	<u>462円</u>
		外径1メートル以上のもの	1メートル 1月		<u>1,060円</u>			地下電線	外径1メートル以上のもの	1メートル 1月
鉄塔		1平方メートル 1月	<u>1,767円</u>	鉄塔		1平方メートル 1月	<u>1,540円</u>			
変圧塔・マンホールの種類		1箇所 1月	<u>1,767円</u>	変圧塔・マンホールの種類		1箇所 1月	<u>1,540円</u>			
郵便差出箱		1箇所 1月	<u>706円</u>	郵便差出箱		1箇所 1月	<u>615円</u>			
公衆電話所		1箇所 1月	<u>1,767円</u>	公衆電話所		1箇所 1月	<u>1,540円</u>			

地下の 占用物 件	地上露出部分	1 平方メ ートル 1月	<u>1,245 円</u>	地下の 占用物 件	地上露出部分	1 平方メ ートル 1月	<u>1,038 円</u>
	地下部分	1 平方メ ートル 1月	<u>530 円</u>		地下部分	1 平方メ ートル 1月	<u>462 円</u>
高架の占用物件		1 平方メ ートル 1月	<u>883 円</u>	高架の占用物件		1 平方メ ートル 1月	<u>770 円</u>
天体、気象又は土地の観測 施設		1 平方メ ートル 1月	<u>1,420 円</u>	天体、気象又は土地の観測 施設		1 平方メ ートル 1月	<u>1,184 円</u>
写 真 撮 影	常時占用	撮影機 1 台 1月	<u>13,920 円</u>	写 真 撮 影	常時占用	撮影機 1 台 1月	<u>12,096 円</u>
	臨時的な占用	1時間	<u>2,465 円</u>		臨時的な占用	1時間	<u>2,142 円</u>
ロケーション		1時間	<u>21,750 円</u>	ロケーション		1時間	<u>18,900 円</u>
競技会・集会		1 平方メ ートル 1日	<u>58 円</u>	競技会・集会		1 平方メ ートル 1日	<u>50 円</u>
その他の占用		1 平方メ ートル 1日	<u>58 円</u>	その他の占用		1 平方メ ートル 1日	<u>50 円</u>
別表第3 土地又は公園施設の使用料				別表第3 土地又は公園施設の使用料			
種別	単位		金額	種別	単位		金額
土地	1 平方メートル	1月	<u>1,767 円</u>	土地	1 平方メートル	1月	<u>1,540 円</u>
公園施設	1 平方メートル	1月	<u>3,760 円</u>	公園施設	1 平方メートル	1月	<u>3,419 円</u>

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の東京都台東区立公園条例の規定に基づき徴収するものとされた使用料又は占用料については、なお従前の例による。

## 第33号議案 東京都台東区立児童遊園及び運動公園条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案				現 行						
別表第2 児童遊園内土地の占用料				別表第2 児童遊園内土地の占用料						
種別		単位	占用料	種別		単位	占用料			
電柱	本柱、支柱又は支線	1本 1月	<u>2,385円</u>	電柱	本柱、支柱又は支線	1本 1月	<u>2,079円</u>			
標識		1本 1月	<u>1,413円</u>	標識		1本 1月	<u>1,232円</u>			
水道管 下水道管 ガス管	外径40センチメートル未満のもの	1メートル 1月	<u>212円</u>	水道管 下水道管 ガス管	外径40センチメートル未満のもの	1メートル 1月	<u>184円</u>			
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル 1月	<u>530円</u>		水道管 下水道管 ガス管	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル 1月	<u>462円</u>		
	外径1メートル以上のもの	1メートル 1月	<u>1,060円</u>			水道管 下水道管 ガス管	外径1メートル以上のもの	1メートル 1月	<u>924円</u>	
電線	電線	1メートル 1月	<u>176円</u>	電線	電線	1メートル 1月	<u>153円</u>			
	地下電線	外径40センチメートル未満のもの	1メートル 1月		<u>212円</u>	地下電線	外径40センチメートル未満のもの	1メートル 1月	<u>184円</u>	
		外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル 1月		<u>530円</u>		地下電線	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル 1月	<u>462円</u>
		外径1メートル以上のもの	1メートル 1月		<u>1,060円</u>		地下電線	外径1メートル以上のもの	1メートル 1月	<u>924円</u>
変圧塔・マンホールの種類		1箇所 1月	<u>1,767円</u>	変圧塔・マンホールの種類		1箇所 1月	<u>1,540円</u>			
郵便差出箱		1箇所 1月	<u>706円</u>	郵便差出箱		1箇所 1月	<u>615円</u>			
公衆電話所		1箇所 1月	<u>1,767円</u>	公衆電話所		1箇所 1月	<u>1,540円</u>			
地下の占用物件	地上露出部分	1平方メートル 1月	<u>1,245円</u>	地下の占用物件	地上露出部分	1平方メートル 1月	<u>1,038円</u>			

	地下部分	1 平方メートル 1 月	<u>530 円</u>		地下部分	1 平方メートル 1 月	<u>462 円</u>
天体、気象又は土地の観測施設		1 平方メートル 1 月	<u>1,420 円</u>	天体、気象又は土地の観測施設		1 平方メートル 1 月	<u>1,184 円</u>
写真撮影	常時占用	撮影機 1 台 1 月	<u>13,920 円</u>	写真撮影	常時占用	撮影機 1 台 1 月	<u>12,096 円</u>
	臨時的な占用	1 時間	<u>2,465 円</u>		臨時的な占用	1 時間	<u>2,142 円</u>
ロケーション		1 時間	<u>21,750 円</u>	ロケーション		1 時間	<u>18,900 円</u>
競技会・集会		1 平方メートル 1 日	<u>58 円</u>	競技会・集会		1 平方メートル 1 日	<u>50 円</u>
その他の占用		1 平方メートル 1 日	<u>58 円</u>	その他の占用		1 平方メートル 1 日	<u>50 円</u>

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の東京都台東区立児童遊園及び運動公園条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。